

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例の概要

目的

森林の多面的機能（水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能）の持続的発揮
↓
琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念

- ◆多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- ◆県民の主体的な参画による森林づくり
- ◆森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- ◆県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- ◆森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

責務等

- 県** ①基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②市町・国との連携 ③琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力
- 森林所有者** ①所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり ②県が行う施策への協力
- 森林組合** ①森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取組み ②県が行う施策への協力
- 県民** ①森林づくりに関する活動への積極的参加 ②県が行う施策への協力
- 事業者** ①森林の多面的機能の確保への配慮 ②県が行う施策への協力

森林づくりに関する基本的施策

①基本計画の策定

- 基本計画**
 - 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画策定

②環境に配慮した森林づくりの推進

- 環境に配慮した森林施策等の推進**
 - 環境に配慮した森林施策を計画的に推進
 - 総合的かつ計画的な間伐対策の推進
 - 【追加】森林の土地の境界の明確化のための必要な措置
 - 【追加】共同施業等による適切な森林の施業を行うための措置
 - 【追加】鳥獣対策の推進
- 【追加】樹齢が特に高い樹木のある森林の保全**
- 【追加】水源のかん養機能の維持および増進**



滋賀県水源森林地域保全条例の制定

③県民の協働による森林づくりの推進

- 県民の主体的な参画の促進等**
 - 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進、森林づくりに関する活動に対する支援
- 里山の保全の推進**
 - 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援
- 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進**
 - 県等に対し、森林づくりのあり方等について提案を行う組織の整備の促進および活動への支援
- びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間**
 - 県民等の森林づくりへの関心を深め、活動への参加の促進
 - びわ湖水源のもりの日(10/1)およびびわ湖水源のもりづくり月間(10月)の設定
 - もりの日等におけるふさわしい事業の実施

⑥財政上の措置等

④森林資源の循環利用の促進

- 県産材の利用の促進**
 - 県産材に対する情報提供、知識の普及、公共事業への利用等
 - 【改正】住宅および公共建築物等における利用
 - 【追加】県産材の適切な供給の確保のための必要な措置
- 森林資源の有効な利用の促進**
 - 森林資源の新たな利用等を促進するための調査研究、技術開発に対する支援等

⑤次代の森林を支える人づくりの推進

- 森林所有者の意欲の高揚等**
 - 情報提供、技術指導等
 - 林業労働力の確保
- 森林組合の活性化**
 - 組織体制充実、人材育成取組み支援
- 森林環境学習の促進**
 - 森林体験活動の場の提供、情報提供

施行日 平成 27 年 4 月 1 日